

令和9年度
千葉県当初予算編成に対する要望

令和8年8月27日

千葉県市長会

目 次

【重点要望事項】

- 1 地域医療体制の充実強化について…………… 5
- 2 多子世帯の保育料負担軽減について…………… 7
- 3 子ども医療費助成制度の拡充について…………… 8
- 4 不登校児童生徒支援の充実及び財政支援について…………… 9

【要望事項】

- 第1 地方行財政の充実強化について…………… 10
 - 1 技術系職員の確保と市町村支援体制の構築について…………… 10
 - 2 財源手当としての地方交付税措置及び財政力指数に応じた国庫負担額の減額措置の見直しについて…………… 10
 - 3 デジタル基盤改革支援補助金の上限額の増額及び多様なクラウド環境の整備について…………… 11
 - 4 地域手当の支給割合の是正について…………… 11
- 第2 総合行政の充実強化について…………… 13
 - 1 公共交通の自動運転化に係る支援の拡充について…………… 13
 - 2 成田空港を核とした「SORATO NRTエアポートシティ」構想の実現に向けた取組について…………… 13
 - 3 成田空港の機能強化に伴う連携強化と道路網の整備について…………… 14
 - 4 県下全体での航空写真の撮影について…………… 14
 - 5 持続可能な水道事業の在り方について…………… 14
- 第3 健康福祉行政の充実強化について…………… 16
 - 1 多子世帯の保育料負担軽減について…………… 16
 - 2 地域医療体制の充実強化について…………… 16
 - 3 公立病院の建て替え等に関する財政的支援について…………… 18
 - 4 君津地区への療養介護事業所の設置について…………… 18
 - 5 子ども医療費助成制度の拡充について…………… 19

6	ちば家庭養育強化事業の補助金の継続について	19
7	認可保育園への県の関与について	19
8	地域医療構想策定及び保健医療計画の中間見直しについて	20
9	ヤングケアラー支援における自治体間連携の構築及び高校生世代への 実態調査について	20
10	保育士の処遇改善について	21
11	福祉人材を確保するための支援の実施について	21
12	介護保険制度の見直しについて	22
13	国民健康保険事業に対する財政支援について	22
14	がん患者ＱＯＬ向上事業の拡充について	22
第4	環境生活行政の充実強化について	24
1	ひとり暮らし高齢者等のごみ出し支援に係る助成について	24
2	P F O S 等に係る対応への支援について	24
3	適正処理困難物の処理処分先の整備等について	25
4	国道県道における散乱ごみの清掃等について	25
第5	商工労働行政の充実強化について	26
1	物価高騰及び深刻な人手不足下における千葉県内産業等に対する 支援について	26
2	雇用対策及び人材不足の解消について	26
3	千葉県立地企業補助金制度の拡充について	27
4	商店街団体等が設置した街路灯の撤去に係る費用の補助について	27
5	千葉県内陸部における広域観光振興の推進について	28
6	産業用地整備に対する支援等について	28
第6	農林水産行政の充実強化について	29
1	鳥インフルエンザの発生予防に向けた調査研究及び広域的な対策の推進 について	29
2	北総中央用水土地改良区への支援について	29
3	基幹水利施設ストックマネジメント事業に対する支援の継続について	30
4	飼料収獲用機械等に係る補助事業要件の緩和について	30

5	捕獲鳥獣等を地域資源として活用する事業の推進について	30
6	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金事業の要件緩和について	31

第7 県土整備行政の充実強化について 32

(道路・橋梁)

1	広域幹線道路の整備促進について (国道356号銚子バイパス、国道126号八木拡幅事業)	32
2	市川都市計画道路3・4・13号二俣高谷線の整備について	32
3	主要地方道越谷野田線(野田橋の架け替えを含む)の4車線化について	33
4	主要地方道茂原白子線(茂原白子バイパス)の整備促進について	33
5	国道296号バイパスの事業促進について	33
6	銚子連絡道路の整備推進について	34
7	市内を通過する幹線の整備について	34
8	狭隘国道県道の道路改良について	35
9	市原都市計画道路八幡椎津線(平成通り)の整備に係る 社会資本整備総合交付金等の重点配分について	35
10	主要地方道松戸野田線の渋滞対策について	36
11	(仮称)幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について	36
12	国道県道の整備促進について	36
13	北千葉道路及び栗野バイパスの整備促進について	37
14	主要地方道の整備促進について	38
15	道路網整備の促進及び主要地方道等の道路環境整備について	38
16	主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス(仮称)コスモス通りの 早期完成について	39
17	県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について	39
18	「成田空港周辺における道路整備計画」の推進について	39
19	高規格道路の早期実現について	40
20	高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の 全線整備促進について	40

(河川・港湾)

21	旧江戸川の護岸改修について	41
22	印旛沼及び周辺河川における総合的な治水対策について	41
23	二級河川の整備、維持管理の推進について	41

24	二級河川の整備促進及び維持管理について	42
25	二級河川小中川の整備促進について	42
(都市基盤)		
26	市街地再開発事業における県の補助について	43
27	成田空港を核としたまちづくりの実現に向けた都市基盤整備に係る 財政支援について	43
28	インフラ整備の充実について	44
29	運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の 整備について	44
30	公共ふ頭木更津港富津地区の早期整備について	45
31	既成市街地における液状化対策事業及び防災減災対策について	45
32	P a r k－P F I等の公民連携手法を活用した県立公園の 機能・価値向上について	45
33	空地すべり対策事業の推進及び施設の老朽化対策について	46

第 8	教育行政の充実強化について	47
1	私立幼稚園教諭の処遇改善について	47
2	県立高等学校の今後のあり方の検討について	47
3	不登校児童生徒支援の充実及び財政支援について	47
4	公立小中学校の学校再編に伴う支援について	48
5	高等学校の魅力向上と学生寮の整備について	49
6	学校給食費無償化について	49
7	アフタースクール事業について	50
8	指導方法の工夫改善加配枠の拡大と小学校増置定数基準の見直しについて	50
9	安全・安心で良好な教育環境の充実について	50
10	外国人児童生徒に対する日本語指導補助教員の確保及び 財政的支援について	51

【重点要望事項】

健康福祉行政・教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 地域医療体制の充実強化について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。また、人件費や物価の高騰により、病院の経営状況は悪化している。

さらには、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等を図る必要がある。

これらの問題は、地域で安心して質の高い医療サービスを受けられる環境を確立し、地域医療体制を将来にわたり堅持するための喫緊の課題である。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 民間二次救急医療について、市独自の上乗せ補助に対する千葉県の協調補助制度を創設すること。
- (2) 民間病院について、診療報酬で補填しきれないコスト増に対し千葉県独自の財政支援を実施すること。
- (3) 小児二次救急医療機関における、病床稼働率が低いといわれる小児病床への補償等支援策を講じること。
- (4) 君津中央病院は、三次救急医療をはじめ、周産期医療や結核医療などの不採算部門を担う君津保健医療圏域唯一の公立病院であり、主に診療報酬や構成市からの負担金、国からの補助金等により運営されている。しかしながら、診療報酬は全国一律の公定価格であるため、近年の物価高騰や人件費増加を十分に反映することができず、病院経営は著しくひっ迫しており、病院の維持自体が危ぶまれる状況となっている。

ついては、地域医療体制の安定的確保並びに君津中央病院の健全な経営維持を図るため、千葉県による財政支援を講じること。

- (5) 松戸市立総合医療センターや東京女子医科大学附属八千代医療センターなど、広域的な地域医療を支える基幹病院や医療機関に対し、既存の補助事業において必要な予算を確保するよう国に働きかけるとともに、千葉県としても補助の上乗せを含めた支援の充実及び新たな財政措置を講じること。併せて、広域における医療体制について、関係者による議論が円滑に行われるよう、積極的な役割を果たすこと。
- (6) 千葉県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、主体的に取り組むこと。
- (7) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (8) 山武長生夷隅保健医療圏における救急医療の拠点病院としての役割を担っている東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手立てなどについて共に考えるとともに、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。
- (9) 千葉県立佐原病院において、小児に係る入院・夜間救急外来など市民が安心できる医療体制の実現のため、常勤の小児科医を確保すること。
- (10) 千葉県立佐原病院が将来にわたってその役割・機能を果たせるよう、老朽化対策と最新の医療環境が期待できる建替え整備を行うこと。
- (11) 市立国保大網病院では、常勤医師の確保に苦慮しており、高齢化及び人数が不足している状況であるため、千葉県においても、医師の確保について積極的に介入し、地域住民が安心して医療を受けられる体制整備を図ること。

2 多子世帯の保育料負担軽減について

幼児教育・保育の無償化により、非課税世帯の3歳未満児、及び3歳以上児の保育料の無償化が行われ、多子世帯に対しては第2子を半額、第3子以降を無償とする軽減措置が講じられているものの、多子計算の対象となる子どもの年齢上限や所得要件、同時入所要件等の条件が設けられているため、多子世帯の完全な負担解消には至っていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 多子世帯の負担を解消し、少子化の進行に歯止めをかけるため、所得や年齢、同時入所の条件に関わらず、多子世帯の3歳未満児に係る保育料を軽減する補助事業を実施すること。
- (2) 保育の実施といった基本的な行政サービスは、各自治体の財政状況に左右されることなく、全国一律になされるべきものであるため、多子世帯の保育料及び給食費軽減に係る基準の拡充について国へ働きかけること。

3 子ども医療費助成制度の拡充について

子ども医療費助成制度について千葉県では、通院については小学3年生までを、入院費については中学3年生までを助成対象としている。

しかし、千葉県内すべての市町村は独自に所得制限を撤廃した上で、助成対象年齢を入院・通院ともに高校3年生まで拡げ、上乘せ助成を実施している。

本制度は、少子化の時代にあって、子どもの健やかな成長や子育て世代の経済的負担を軽減することは重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものとするが、より一層の充実として、千葉県の補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 助成制度の対象年齢を段階的に拡大し、まずは通院を小学6年生までとすること。
- (2) 助成制度の対象年齢を、高校3年生まで拡充すること。
- (3) 所得制限については、これまで児童手当制度に準拠して設けられてきたところであるが、児童手当制度において所得制限が撤廃されたことを踏まえ、子ども医療費助成制度についても所得制限を廃止すること。
- (4) 国の責任において、全国一律の制度として医療費助成を行うよう国に働きかけること。

4 不登校児童生徒支援の充実及び財政支援について

不登校児童生徒数の増加に対して、心のケアはもちろんのこと、学習の保障等一層の支援の充実を図っていくことが喫緊の課題となっている。特に、相談業務が増えているスクールカウンセラー配置の充実、各市で設置した校内教育支援センターでの支援の充実には人員の確保が課題となっている。

さらに、不登校児童生徒の低年齢化が進行する中、校内フリースクールの役割が一層重要となっており、安定的な財源の確保が大きな課題となっている。

財源については、文部科学省において、支援員への補助制度（国・県・市で3分の1負担）を設けているが、千葉県の予算規模は、千葉県内の不登校児童数の急増に追いついておらず、市町村が国費を十分に引き出せない状況にある。県の負担額に応じて国費が定まる制度であるため、千葉県の予算不足は、市町村の支援体制そのものを制約している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) スクールカウンセラーの小学校への週1日全校配置を実現すること、及び、中学校には配置日数を現在の週1日から週2日に増やすこと。
- (2) 外国出身の児童生徒の増加に伴い、外国語ができるスクールカウンセラーを確保すること。
- (3) 児童生徒支援（不登校）加配教員の小・中学校への全校配置を実現すること。
- (4) 不登校支援に対応する専門支援員の安定した配置が不可欠であるが、自治体単独では財政負担が大きいことから、千葉県において確実な財政措置を講じるとともに国に対しても働きかけること。
- (5) 校内フリースクールの運営に係る財政支援について、各自治体の取組実績や地域の実情等を十分に踏まえ、必要な支援体制を継続的に確保できるよう、安定的な財源措置を講じるなど、実効性のある支援の充実を図ること。

第1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 技術系職員の確保と市町村支援体制の構築について

公共施設の老朽化対策や激甚化する自然災害に対応するため、専門的な知識を有する技術系職員（土木・建築等）の役割はこれまで以上に重要となっている。

しかしながら、近年、市町村において技術系職員が著しく不足しており、この状況が長期化すれば、インフラの適切な維持管理のみならず、災害時の迅速な復旧活動や、将来的な技術継承にも重大な支障をきたし、市民の安全・安心な暮らしを守ることが危ぶまれる危機的な状況にある。

技術系職員の確保は、民間企業との人材獲得競争もあり、一自治体の努力では解決が困難である。

については、次の事項について措置を講じること。

- （1）千葉県において技術系職員を確保し、採用が困難な地域へ、中長期的（3～5年程度）な県職員の派遣を行うこと。
- （2）採用が困難な地域において、広域で人材を確保するための仕組みづくりをすること。
- （3）「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用し、平時において、市町村事業の受託、市町村への技術的な相談体制の強化などにより、市町村を支援すること。

2 財源手当としての地方交付税措置及び財政力指数に応じた国庫負担額の減額措置の見直しについて

地方交付税は、地域間の財源不均衡を調整するためのものであり、本来、その用途は地方公共団体の裁量に委ねられるものである。このため、国の施策の実施に伴う財源手当として交付税措置を用いることは、適切ではない。

また、近年は地方公共団体が国の施策を実施する際に、財政力指数に応じて国庫支出金を減額する手法も見られ、不交付団体ほど財政負担が大きくなる傾向にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) ふるさと納税制度について、個人住民税の流出が不交付団体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響を及ぼしていることに鑑み、制度の改善を図ること及び所得税控除相当額が自治体負担となるふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税減収分を全額国費で補填することについて、国に働きかけること。
- (2) 子育て支援施策や教育環境の整備等、国の責任において全国一律に実施すべき事業や、所得税や消費税等の見直しなど国の制度改正等により減収や地方負担を伴う場合には、地方交付税ではなく全額国費による財政措置を講ずること及び財政力指数に基づく国庫支出金の割り落とし等、不交付団体に対する公平性を欠いた取扱いを行わないことについて、国に働きかけること。

3 デジタル基盤改革支援補助金の上限額の増額及び多様なクラウド環境の整備について

国が定める標準仕様に準拠したシステムに移行する費用については、本来、国において負担すべきであるが、国から示されているデジタル基盤改革支援補助金の上限額では、移行費用が賄われない状況である。また、現在のガバメントクラウド環境の多くは、他国企業であり、その利用料が為替レートにより変動するためランニングコストが不安定になる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 各地方公共団体に示されたデジタル基盤改革支援補助金の上限額を増額し、移行費の全てに国費を充当できるよう国へ働きかけること。
- (2) 標準準拠の業務アプリケーション等を導入する際、国内企業のガバメントクラウド環境を柔軟に選択・利用できるよう、国へ働きかけること。

4 地域手当の支給割合の是正について

地域手当は、民間賃金水準等を踏まえ、給与水準の均衡を図るための制度であり、令和6年に見直しが行われたところだが、依然として自治体間に支給割

合の格差が生じており、人材確保や定着、行政サービスへの影響が懸念されている。

本市は首都圏への通勤圏に位置し、生活コストは近隣自治体と大きな差はないにもかかわらず、級地区分は5級地にとどまり、支給割合は4%と低い水準にある。一方、千葉県内の首都圏近郊自治体では10%前後の支給割合もあり、大きな格差が生じている。

については、地域を担う有能な人材の確保と安定的な行政サービスの提供を図るため、実情及び自治体間の均衡を踏まえ、地域手当の支給割合について、格差是正に向けた見直しが図られるよう国に対して積極的な働きかけをすること。

第2 総合行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 公共交通の自動運転化に係る支援の拡充について

深刻な運転手不足により路線バス等の「地域の足」の確保が課題となっている。その解決のためには自動運転等のデジタル技術が不可欠であることから、次の事項について措置を講じること。

- (1) 地域公共交通維持を目的とした路線バス等の自動運転化について、より一層の支援を行うこと。
- (2) 地域の特性に応じた移動サービスの自動運転化に関する取組に対して、自動運転化後の運行経費について現行の運行経費を上回る負担が生じないよう財政措置を講じること。
- (3) 自動運転化の支援策の更なる充実について国に対して働きかけを行うこと。

2 成田空港を核とした「SORATO NRTエアポートシティ」構想の実現に向けた取組について

成田空港に関する四者協議会において、成田空港と周辺地域の一体的な発展を目指す「SORATO NRTエアポートシティ」構想が策定されるなど、現在、空港を核とした国際的な産業拠点の形成等を掲げたエアポートシティの実現に向けた第2の開港と言われる取組が動き出し、地域の期待も高まってきている。

しかし、空港周辺地域の開発や地域振興策に対しては、成田空港の建設をめぐるその歴史的経緯から国策として開港したにもかかわらず、これまで国や千葉県からは部分的な支援にとどまっている。

については、「SORATO NRTエアポートシティ構想」の実現に向けた産業集積やインフラ・都市基盤整備等の取組にあたり、主体的に関与するとともに、国に対しても主体的な関与がなされるよう働きかけること。

3 成田空港の機能強化に伴う連携強化と道路網の整備について

「SORATO NRTエアポートシティ構想」は空港周辺地域の発展に寄与する一方、企業や雇用が同地域へ集中することで、東総地域においては人口や産業の流出が加速し、地域経済の衰退も懸念される。他方、東総地域は優れた農畜水産資源と空港への地理的近接性を有しており、相互補完による発展の潜在力は極めて大きい。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 東総地域を「空港機能を支え共に成長する広域連携エリア（エアポートシティ・パートナーエリア）」と位置付け、空港機能を支える居住・就業の受け皿として、また、輸出関連産業等の活性化について戦略的支援策を講じること。
- (2) 空港と東総地域を繋ぐ既存路線を含めた幹線道路網の機能を強化し、物流の効率化と人流の促進を図ることで、第2の開港の恩恵を東総地域の成長へ波及させること。

4 県下全体での航空写真の撮影について

航空写真は、市域の土地の状況や利用法、建築物・構築物の状況把握や現地確認が難しい箇所土地利用状況把握など、市全体で利用価値が非常に高いものである。また、農地や森林の正しい利用を所有者に指導するためには現況把握が必須であり、航空写真の更新が必要となるが、撮影の価格高騰により市単独での予算確保が難しい状況にある。

については、千葉県全体もしくは千葉県下を数ブロックに分けた単位での航空写真を千葉県で撮影し、その費用を管轄する市町村で負担するような施策を行うこと。

5 持続可能な水道事業の在り方について

水道事業では、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化等、様々な課題に直面しており、現行の経営形態を前提としたアセットマネジメントの実施や料金の改定等の財政基盤の強化のみでは将来にわたり安定的に事業を維持することは困難である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県内水道事業の持続可能な運営に向け、広域化の検討にあたっては「千葉県水道広域化推進プラン」に基づくブロックに捉われず、管理の一体化等、自治体の実情に応じた様々な手法による広域化に向けた協議を実施すること。
- (2) 持続可能な水道経営や企業立地等による水需要への対応等の観点から、地下水を地域の実情に応じて活用できるよう、近年の地盤変動量調査結果に基づいた地盤沈下リスクの再評価を行い、県条例による地下水採取規制をよりきめ細かな指定区域に見直すこと。

第3 健康福祉行政の充実強化について

健康福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 多子世帯の保育料負担軽減について

幼児教育・保育の無償化により、非課税世帯の3歳未満児、及び3歳以上児の保育料の無償化が行われ、多子世帯に対しては第2子を半額、第3子以降を無償とする軽減措置が講じられているものの、多子計算の対象となる子どもの年齢上限や所得要件、同時入所要件等の条件が設けられているため、多子世帯の完全な負担解消には至っていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 多子世帯の負担を解消し、少子化の進行に歯止めをかけるため、所得や年齢、同時入所の条件に関わらず、多子世帯の3歳未満児に係る保育料を軽減する補助事業を実施すること。
- (2) 保育の実施といった基本的な行政サービスは、各自治体の財政状況に左右されることなく、全国一律になされるべきものであるため、多子世帯の保育料及び給食費軽減に係る基準の拡充について国へ働きかけること。

2 地域医療体制の充実強化について

地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医療体制の充実が優先的課題である。

そのため、地元医師会などの協力のもと地域住民の医療ニーズに応えるよう努力しているが、医師や看護師等の確保には地域の努力のみでは限界がある。また、人件費や物価の高騰により、病院の経営状況は悪化している。

さらには、地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等を図る必要がある。

これらの問題は、地域で安心して質の高い医療サービスを受けられる環境を確立し、地域医療体制を将来にわたり堅持するための喫緊の課題である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 民間二次救急医療について、市独自の上乗せ補助に対する千葉県の協調補助制度を創設すること。
- (2) 民間病院について、診療報酬で補填しきれないコスト増に対し千葉県独自の財政支援を実施すること。
- (3) 小児二次救急医療機関における、病床稼働率が低いといわれる小児病床への補償等支援策を講じること。
- (4) 君津中央病院は、三次救急医療をはじめ、周産期医療や結核医療などの不採算部門を担う君津保健医療圏域唯一の公立病院であり、主に診療報酬や構成市からの負担金、国からの補助金等により運営されている。しかしながら、診療報酬は全国一律の公定価格であるため、近年の物価高騰や人件費増加を十分に反映することができず、病院経営は著しくひっ迫しており、病院の維持自体が危ぶまれる状況となっている。
ついては、地域医療体制の安定的確保並びに君津中央病院の健全な経営維持を図るため、千葉県による財政支援を講じること。
- (5) 松戸市立総合医療センターや東京女子医科大学附属八千代医療センターなど、広域的な地域医療を支える基幹病院や医療機関に対し、既存の補助事業において必要な予算を確保するよう国に働きかけるとともに、千葉県としても補助の上乗せを含めた支援の充実及び新たな財政措置を講じること。併せて、広域における医療体制について、関係者による議論が円滑に行われるよう、積極的な役割を果たすこと。
- (6) 千葉県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、主体的に取り組むこと。
- (7) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (8) 山武長生夷隅保健医療圏における救急医療の拠点病院としての役割を担っている東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手立てなどについて共に考えるとともに、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。
- (9) 千葉県立佐原病院において、小児に係る入院・夜間救急外来など市民が安心できる医療体制の実現のため、常勤の小児科医を確保すること。
- (10) 千葉県立佐原病院が将来にわたってその役割・機能を果たせるよう、老朽化対策と最新の医療環境が期待できる建替え整備を行うこと。

- (11) 市立国保大網病院では、常勤医師の確保に苦慮しており、高齢化及び人数が不足している状況であるため、千葉県においても、医師の確保について積極的に介入し、地域住民が安心して医療を受けられる体制整備を図ること。

3 公立病院の建て替え等に関する財政的支援について

公立病院は、救急医療等の政策的医療や小児医療等の不採算医療の提供のほか、災害医療の提供、新興感染症への対応等、地域医療の要として極めて重要な役割・機能を担っているが、現在、物価高騰や人件費の上昇、深刻な医師・看護師不足など、病院経営を取り巻く環境はかつてない厳しさに直面している。

こうした中で、建築資材高騰や労務単価の上昇などにより、建設コストが高騰しており、公立病院の役割・機能を維持・拡充していくための施設の増築や建て替えが困難な状況となっている。

については、地域住民が将来にわたり安心して質の高い医療を受けられる体制を確保するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県地域中核医療機関整備促進事業補助金の基準単価・標準面積の引き上げや新たな補助制度の創設等、建設コストの実勢に即した財政措置の拡充を図ること。
- (2) 国に対して、不採算地区病院に対する財政措置の拡充や病院事業債の建築単価の更なる引き上げを図るよう働きかけること。

4 君津地区への療養介護事業所の設置について

現在、本市在住の重度障害者が千葉県内他市の医療機関において療養介護を利用しているが、居住地から遠方であるため、高齢になってきている家族にとって通院や定期的な状況把握が大きな負担となっている。

居住地周辺では、医療的ケアを含む療養介護と同等の支援を提供できる施設がなく、代替手段が確保できない現状がある。介護を担う家族の高齢化が進んでおり、今後への強い不安を訴えている。地域に療養介護を提供できる施設が整備されれば、本人及び家族の負担軽減が期待されるが、人手不足や運営コストの増大により新規事業が困難な状況にある。については、療養介護を担う医療機関への補助金制度の創設等を行い、千葉県内における療養介護体制の充実と地域偏在の是正について検討すること。

5 子ども医療費助成制度の拡充について

子ども医療費助成制度について千葉県では、通院については小学3年生までを、入院費については中学3年生までを助成対象としている。

しかし、千葉県内すべての市町村は独自に所得制限を撤廃した上で、助成対象年齢を入院・通院ともに高校3年生まで拡げ、上乘せ助成を実施している。

本制度は、少子化の時代にあって、子どもの健やかな成長や子育て世代の経済的負担を軽減することは重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、本来、国が率先して全国的な制度として取組むべきものとするが、より一層の充実として、千葉県の補助制度の更なる拡充を図ることが必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 助成制度の対象年齢を段階的に拡大し、まずは通院を小学6年生までとすること。
- (2) 助成制度の対象年齢を、高校3年生まで拡充すること。
- (3) 所得制限については、これまで児童手当制度に準拠して設けられてきたところであるが、児童手当制度において所得制限が撤廃されたことを踏まえ、子ども医療費助成制度についても所得制限を廃止すること。
- (4) 国の責任において、全国一律の制度として医療費助成を行うよう国に働きかけること。

6 ちば家庭養育強化事業の補助金の継続について

本市はちば家庭養育強化事業の補助金を利用し、令和8年度より新たに児童育成支援拠点事業の実施に向けて取り組んでいるところである。

本補助金の目的として、市町村の事業参入及び拡大の促進が掲げられているが、各種補助対象事業を安定して継続することにも大きく寄与するものだと考えられる。ついては、令和9年度までの時限措置である本補助金を継続すること。

7 認可保育園への県の関与について

昨年度末、市内の民間認可保育施設において半数以上の保育士が一斉に退職する事態が発生した。

新年度に入り、職員の補充等により配置基準その他法令上最低限の体制は維持されているものの、保護者間では安定的な保育体制に対する不安が拭えていない。本件は労使間の問題に起因すると思われるが、保護者と運営法人及び保育士との信頼関係が損なわれ、保育の質に影響を及ぼす恐れが懸念されるところである。

については認可権者である千葉県において、認可基準に関わる保育への影響を防止する観点から、情報提供など通じて市町村と十分に連携し、運営法人に対する現地踏査、および保護者説明会への出席や必要な助言・指導等への積極的な関与を図ること。

8 地域医療構想策定及び保健医療計画の中間見直しについて

千葉県では、新たな地域医療構想の策定及び第8次保健医療計画の中間見直しのため、令和8年度中に地域の医療提供体制全体の方向性や将来の病床数の必要量について推計し、検討することとしているところ、特に必要病床数及び基準病床数は、地域における医療機関の対応や施設整備等に大きな影響を及ぼすことから、推計結果が地域の実情を十分反映したものとなるよう、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医療需要の変化を踏まえた必要病床数の丁寧な検証を行うこと。
- (2) 病床機能の見直しを含めた医療提供体制の検討を行うこと。
- (3) 必要病床数及び基準病床数の見直しに至るまでの工程とスケジュールを明確化すること。
- (4) 地域の実情を踏まえた協議の推進を図ること。

9 ヤングケアラー支援における自治体間連携の構築及び高校生世代への実態調査について

ヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法改正により国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と明記され、こども家庭庁支援局長発出通知において「都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築することが望ましい。」とされている。

現在、各市町村で実態調査及び支援策に取り組んでいるものの、対象者の転出への継続的な支援や住民登録地外へ通学できる高校生世代への網羅的な実態調査には、広域かつ県内一律な対応が求められる。

については、ヤングケアラーに対し網羅的かつ継続的な支援を行うべく、次の事項について措置を講じること。

- (1) 支援対象者の情報共有等、自治体間の連携を構築すること。
- (2) 高校生世代に対して、千葉県主導による定期的な実態調査及び支援策の検討を行うこと。

10 保育士の処遇改善について

保育士の人材確保や定着を図るため、本市では、千葉県保育士処遇改善事業を活用し、市独自の補助金を上乗せし処遇改善補助を実施しているが、財政力の高い自治体の手厚い補助により保育士等の人材が流出している状態となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 財政力による処遇の地域格差を解消するために、千葉県保育士処遇改善事業の算定においては、財政力等の地域の実情に応じた補助内容とするとともに、地域間の職員給与の格差を是正するような各種補助制度の強化や創設をすること。
- (2) 保育における公定価格の設定においては、隣接する自治体との地域格差を解消するために、保育士の勤務実態に即した額とするよう国に対して働きかけること。

11 福祉人材を確保するための支援の実施について

令和7年5月に策定された「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」によると、千葉県の福祉・介護分野の有効求人倍率は、全産業の倍率を大きく上回っており、介護人材においては、約1万人不足するとの見込みが示されている。

また、本市が市内の福祉サービス事業所及び介護事業所に実施した調査においても、福祉人材が不足している結果であったことから、さらなる人材の確保や他業種等への人材流出の予防において緊急的な対策が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 福祉人材の確保・定着を促進させるため、処遇改善加算以外の支援や特別手当の支給制度の新設及び拡充をすること。
- (2) 国が行う処遇改善等の人材確保及び離職対策を拡充するよう国へ働きかけること。

12 介護保険制度の見直しについて

介護保険制度の安定的な運営を図るため、次の事項について国へ働きかけること。

- (1) 介護人材確保につながる介護報酬の改定を行うこと。
- (2) 介護サービスの利用や内容について、病院職員等医療職への理解を深め、安易な介護保険申請を促すことのないように対策を講じること。
- (3) 要支援者のケアプラン作成と要介護者のケアプラン作成の介護報酬の格差を是正すること。

13 国民健康保険事業に対する財政支援について

保険料水準の統一により、被保険者の保険料にかかる負担が増加している。については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国民健康保険事業の安定的かつ持続運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げ等による財政基盤の拡充、強化を図るよう国へ働きかけること。
- (2) 低所得者世帯や子育て世帯、中間所得層の負担軽減を図るための措置など、財政支援の拡充を図るよう国へ働きかけること。
- (3) 出国に伴う外国人被保険者に係る滞納保険料への財政措置を講じるよう国へ働きかけること。
- (4) 保険料水準の統一に向けた取り組みについては、今後も市民に対して説明を行っていくが、この取り組みは千葉県全体の取り組みであるため、千葉県においても県民に対して、積極的な説明を講じること。

14 がん患者QOL向上事業の拡充について

千葉県は令和5年度から、がん患者が負う心理的及び経済的負担を軽減し患者の社会参加やQOLの向上を図ることを目的とする制度として、市町村が行

うがん患者のアピアランスケアの支援に要する経費について補助金を交付している。

日本の2人に1人が何らかのがんに罹患されている状況下、がんを治療しながら仕事に復帰するなど社会復帰する者へ支援することは重要な施策であるが、アピアランスケアにかかる費用は数万円から数十万円と部位やサイズ等により大きく異なり、本市の制度利用者の平均自己負担額は20万円程度と高額なことから、更なる負担軽減のために、千葉県補助制度の拡充を図ることが必要である。

については、補助対象経費の上限額を現行の5万円から自己負担額の半額程度の10万円に引き上げること。

第4 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 ひとり暮らし高齢者等のごみ出し支援に係る助成について

ごみ等をごみ集積所まで排出することが困難な高齢者や障害者等に対し、「声掛け」を行いながらごみ等を戸別収集し、在宅での生活を維持できるよう支援事業を実施している。

高齢化の進展及び障害者の増加に伴い、本事業の利用者数は今後ますます増加する見込みである。加えて、燃料費や人件費等の高騰により、委託費の増額が不可避な状況となっており、財政的な支援が不可欠となっている。

については、事業の継続及び更なる充実を図るため、助成制度の創設をすること。

2 P F O S 等に係る対応への支援について

金山落水路支流においてP F O S 等が検出されて以降、飲用水の提供や上水道布設に向けた取り組みのほか、本市域内の井戸水の水質調査及び井戸諸元調査を実施している。今後、汚染機構の解明と浄化対策の検討を進めるが、実施に係る費用が高額であり、調査に関する知見も不足しているため、自治体にとって大きな負担となる。また、上水道布設に関しても、多額の負担が見込まれる。千葉県では「P F O S 等に係る地下水汚染防止対策事業」を実施しているが、補助対象が汚染の調査及び対策に係る事業に限定されている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 補助対象の拡大及び補助率を引き上げること。
- (2) 調査計画及び汚染除去計画の策定にあたっては、適切な助言、協力をする
こと。

3 適正処理困難物の処理処分先の整備等について

適正処理困難物について、膨張した小型充電式電池、化学薬品（農薬等）、園芸用品（土、砂、砂利等）、機械油（エンジンオイル、ガソリン、灯油等）、珪藻土製品、火災による燃え殻等は、処理委託先の選定も困難であり、かつ、市民からの問い合わせが多く、対応に苦慮している。

通常の収集に混ざって不適正排出された場合、施設やごみ収集車の火災、作業員の健康被害等につながるおそれがある。また、不法投棄の増加による環境の悪化が懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- （１）処理困難物の適正な処理ルートが構築できるよう、処理困難物の実態把握や市町村への必要な助言をすること。
- （２）生産者が責任を持って回収・処理する体制の整備を国へ働きかけること。

4 国道県道における散乱ごみの清掃等について

市内の国道県道沿線では、長期に渡り、自動車からのポイ捨て等による「散乱ごみ」が放置されたままとなっている場所や草木が繁茂し刈り取られていないままとなっている場所が相当数存在し、状況の改善が見受けられない状況が続くことにより、景観の悪化による地域のイメージダウンはもちろんのこと、通行車両への影響や視距の阻害による歩行者等の安全が危惧される。

については、当該状況の早期改善のため、千葉県印旛土木事務所管内の道路清掃・道路安全維持のための予算を拡充し、清掃作業回数増による散乱ごみの一掃及び監視カメラや注意喚起看板の設置等による不法投棄抑止策の強化並びに定期的な草刈や雑木伐採の実施をすること。

第5 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 物価高騰及び深刻な人手不足下における千葉県内産業等に対する支援について

中東情勢、近隣諸国との関係変化、米国の通商政策等による国際情勢の不安定化や物価高騰及び人手不足等による千葉県内経済への長期にわたる影響を踏まえ、次の事項について措置を講じること。

- (1) 中小企業の適正な価格転嫁、生産性向上、人材確保及び事業承継など事業活動の維持・継続に必要な支援策を講じること。
- (2) 飼料をはじめとする農業生産資材価格は、依然として高騰、高止まりしており、農業者の経営が苦境に立たされていることから、引き続き、飼料や農業生産資材の物価高騰対策を行い、農業者の経営が継続できるよう支援を行うこと。

2 雇用対策及び人材不足の解消について

最近の中東情勢などの影響から、物価高騰や人材不足等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

ついては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 雇用面においては、慢性的な人材不足が続く業種への円滑な人材移行を促進するため、職業訓練の拡充や若者が魅力を感じる雇用機会の創出につながる施策を行うこと。
- (2) 労働参加率が高い地域では、域内での人材確保が極めて困難な状況にあることから、ハローワークや近隣市町と連携したこれまでの求職セミナーに加えて、地域外からのU I J ターンによる労働力の確保や「副業・兼業」人材の活用を促進するためのマッチング支援や制度の拡充など、地方への労働力確保策を講じること。

3 千葉県立地企業補助金制度の拡充について

千葉県立地企業補助金については、令和7年度に制度改正が行われ、成田空港周辺地域や北千葉道路周辺地域などの「県経済けん引地域」に工場等が立地する場合、補助額が上乘せされることとなった。

一方、成田空港機能強化に伴い、周辺地域においては空港機能を補完する企業の進出が見込まれるが、東関東自動車道は、成田空港と幕張新都心、東京都を結ぶ北総地区の大動脈であることから、インターチェンジ周辺においては進出企業の受け皿としての役割が期待される。

また、それ以外の地域においても、市、千葉県及び民間事業者の役割分担の下、それぞれの強みやノウハウを効果的に活かした産業用地の整備を推進している。

さらに、人口減少や公共施設の再編等に伴い、県内各地において活用されていない公共施設が増加しており、これらの有効活用が地域活性化の観点から重要な課題である。

しかし、企業立地に係る補助制度のうち、空き公共施設を活用した場合の支援については、現時点では特定振興地域に限定されており、今後想定される企業ニーズを拾いきれない懸念がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 成田空港機能拡張の機会を捉え、市町村と連携して企業誘致を推進すること。
- (2) 空き公共施設を活用した企業立地に係る補助制度について、対象地域を特定振興地域に限らず、県内全域へ拡大すること。
- (3) 既に制度化されている補助金について、社会・経済情勢や企業ニーズに応じ、対象地域の拡大や、補助率の引き上げといった、更なる支援を行うこと。

4 商店街団体等が設置した街路灯の撤去に係る費用の補助について

千葉県商業振興事業（地域商業活性化事業補助金）について、商店街団体等が所有する街路灯の撤去を補助対象に加えるなど、補助制度を拡充すること。

5 千葉県内陸部における広域観光振興の推進について

千葉県では、養老溪谷温泉郷において、地元市町や宿泊事業者等と連携し、自然環境を生かした観光地づくりに取り組まれている。

一方、千葉県内陸部には、養老溪谷のほか、久留里城、大多喜城、濃溝の滝・亀岩の洞窟、チバニアンなど、多様な地域資源が広域に点在している。また、久留里線、いすみ鉄道、小湊鉄道などのローカル鉄道は、観光や地域住民の移動を支える重要な基盤であるが、一部区間の廃止や長期運休など厳しい状況にある。

については、千葉県内陸部全体を視野に入れた観光資源の広域連携や周遊性の向上を図るなど、更なる観光振興に取り組むこと。

6 産業用地整備に対する支援等について

山武・東総地域においては、銚子連絡道路横芝光町－匝瑳市間が令和5年度に開通するとともに、それに続く匝瑳市－旭市間も、早期完成に向けて事業が推進されている。

さらには、圏央道全線開通、成田国際空港の更なる機能強化が今後予定されており、広域幹線道路ネットワーク等の整備効果による地域の発展が期待されているとともに、千葉県内への企業立地ニーズが高まっている。千葉県内各市町村においては、産業用地の不足を受けて事業用地の確保に向けて検討するも農振農用地内での検討を余儀なくされることもあり、産業用地の整備に当たっては農振除外等の土地利用転換に係る手続きや企業誘致に苦慮している。

については、専門的知識や経験を有する職員の派遣、企業誘致活動の連携について、継続して支援すること。

第6 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 鳥インフルエンザの発生予防に向けた調査研究及び広域的な対策の推進について

高病原性鳥インフルエンザは、千葉県において毎年のように発生しており、地域経済に多大な影響を及ぼしている。現状、農家単位での侵入防止策や発生後の防疫作業は講じられているが、ウイルスを運んでくると考えられている渡り鳥は、冬季に千葉県内各地のため池等へ多数飛来しており、市町村の枠を越えた抜本的な対策が必要となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県が主体となり、野鳥の飛来状況と発生リスクの関連性について早急に専門的な調査研究を推進すること。
- (2) 利水や環境保全等の観点も踏まえつつ、発生抑制に資する有効な手法を検討し、千葉県全体として実効性のある予防対策を構築すること。あわせて、これらに必要な予算措置を講じること。

2 北総中央用水土地改良区への支援について

北総中央地区では末端用水路の整備が進んでいない状況にある。用水の利用拡大が進まない中、限られた農業者で施設の維持管理費を負担している状況である。また、水資源機構営北総東部用水地区の更新事業が計画されており、更なる負担が懸念される。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 北総中央用水土地改良区の自立運営の実現には受益拡大が必須であることから、千葉県の強いリーダーシップのもと、国営関連県営事業の円滑な事業推進を行うこと。
- (2) 農業者の負担軽減を図るため、基幹水利施設管理事業の県補助率の増嵩及び末端施設の適正整備と維持管理に係る支援をすること。
- (3) 東部用水の更新事業に当たっては地元負担が生じないよう支援をすること。

3 基幹水利施設ストックマネジメント事業に対する支援の継続について

県営湛水防除事業により整備された基幹水利施設である排水機場等について、施設や設備の延命を目的とした長寿命化計画が策定され、基幹水利施設ストックマネジメント事業として改修や修繕が進められている。

事業の実施に際し、千葉県と市で協定を締結し、改修等が完了した施設等を千葉県から市へ引き渡すこととなっているものの、市単独で施設等の更なる長寿命化を進めていくことは技術的、財政的な面から難しく、千葉県の関与が欠かせない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 施設等を市へ引き渡した後も、千葉県として主体的、積極的に、施設等の機能保全対策へ支援を行うこと。
- (2) 当初の計画から除外された施設等についても、計画期間の延長又は、(仮)第2期計画の策定により事業の継続と財政的支援を行うこと。

4 飼料収穫用機械等に係る補助事業要件の緩和について

県産飼料自給体制整備事業において、生産力の向上や生産規模の拡大により飼料作物等の機械導入の補助が受けられるが、生産規模の拡大の面積要件は「10ha以上の拡大」となっているため、米価高騰により転作作物の作付面積が減少する中でこの要件は非常に厳しいものとなっている。加えて、「機械の更新が補助対象外」となっているため、WCS用稲の取り組みにおいて本事業を活用することができず、機械の老朽化に伴う生産効率の低下が発生している。

については、主食用米への転換が進む現在の農業情勢に適合した事業要件となるよう、機械の更新も補助対象とするなど要件を緩和すること。

5 捕獲鳥獣等を地域資源として活用する事業の推進について

市内において捕獲したイノシシの肉を出荷する際、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の影響を受けていない事を証明するため、放射性物質の全頭検査を行っている。

近隣の市町においては令和6年7月及び令和7年10月に出荷制限が解除されたところであり、本市で検査した検体においても、現在まで放射性物質が検出された事例はない。

また、林産物においても、基準値を超える品目が出ていない。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県内全域において、捕獲野生獣の出荷制限を解除すること。
- (2) 主要林産物の放射性物質検査において、基準値を超える品目が出ていないことから、検査を廃止すること。

6 千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金事業の要件緩和について

有害獣の被害・出没が年々増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれる中、中小規模の農業者の経営安定のための対策が必要である。国の侵入防止柵等設置事業等の採択要件については、中小規模の農家からの侵入防止柵の設置要望も増えているため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 中小規模の農家が活用しやすい採択要件の緩和を国に働きかけ、採択要件を満たさない事業について、千葉県による支援の拡大をすること。
- (2) 市街地においても有害鳥獣が出没しているため、市民の安全確保に向けた取組みを検討すること。

第 7 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(道路・橋梁)

1 広域幹線道路の整備促進について（国道 3 5 6 号銚子バイパス、国道 1 2 6 号八木拡幅事業）

国道 3 5 6 号及び国道 1 2 6 号は、香取、東総地域の主要な幹線道路であるが、幅員が狭く、大型車両などの交通量も多いことから頻繁に交通混雑が生じている箇所が多い。

両路線の整備によるアクセス向上は、地域住民の利便性向上、安全確保のほか、本地域の農水産物をはじめとする物流の強化や観光振興及び地域活性化の面から非常に重要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道 3 5 6 号銚子バイパスの整備（芦崎町から長塚町まで）に関連する側道及び排水施設の整備事業を早期に完成すること。
- (2) 国道 3 5 6 号の利根かもめ大橋から東庄町利根川河口堰間の東庄銚子バイパスの整備事業を早期に完成すること。
- (3) 国道 1 2 6 号における八木拡幅事業を早期に完成すること。

2 市川都市計画道路 3・4・13 号二俣高谷線の整備について

市川都市計画道路 3・4・13 号二俣高谷線は、東京外郭環状道路（以下、外環道路）の受け入れに際し、市川市長が千葉県知事に対して要望した 9 分類 22 項目により、千葉県が整備を行うべきとした 4 路線の内の一つである。当該道路は外環道路から県道船橋行徳線までの区間約 300 m が、平成 31 年 3 月末に妙典橋の完成に併せ供用されているが、そこから原木インターチェンジまでの約 1.3 km 区間については未だ事業化されていない。

については、交通の円滑化、災害時の避難・物資運搬ルート確保など持続可能なまちづくりに欠かせない重要な道路であるため、原木インターチェンジまでの約1.3km区間について早期に整備すること。

3 主要地方道越谷野田線（野田橋の架け替えを含む）の4車線化について

主要地方道越谷野田線の野田橋付近は、千葉、埼玉両県の交通が集中し、特に交通渋滞が激しい路線となっている。

令和7年6月に東埼玉道路の一部区間が開通し、今後、残る延伸部の完成に伴い更なる交通量の増加が見込まれることから、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化は急務となっている。

については、野田橋の架け替えを含む越谷野田線の4車線化に向けて、着実に検討を進め、早期に事業化を図ること。

4 主要地方道茂原白子線（茂原白子バイパス）の整備促進について

茂原白子バイパスは、首都圏中央連絡自動車道茂原北インターチェンジへのアクセスを向上させ、市民の利便性と安全性を確保し市民生活を支えると共に、九十九里の雄大な海岸線を活用した観光リゾート開発を支援するうえで大変重要な道路である。

については、茂原白子バイパスから創設される安全性の確保や外房地域への観光振興の更なる拡大のため、起点である茂原市区間について早期に事業着手を図ること。

5 国道296号バイパスの事業促進について

佐倉市西ユーカリが丘から国道16号に至る、国道296号バイパスは、佐倉市と八千代市とを結ぶ重要な道路であるが、事業着手から30年以上が経過した現在においても、一部区間が未供用となっている。

国道296号バイパスの開通により国道16号に接続することで、周辺地域の渋滞解消や交通の円滑化が図られ、また、緊急時の支援ルートとしても期待できる。ひいては、周辺地域の経済活性化や地域住民の安全・安心な生活環境の確保等にもつながるものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国道296号バイパス（佐倉・八千代区間）を早急に整備し、開通すること。
- (2) 国道16号の西側の整備に当たっては、特に西八千代北部特定土地区画整理事業区域から接続する区間について、当該区域の人口は増加傾向にあり、今後、交通量の増加も予想されることから、道路ネットワークの形成及び安全性の向上を図るため、当該区間の事業化について検討すること。

6 銚子連絡道路の整備推進について

銚子連絡道路は、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格となり地域間の連携、交流の促進、物流の効率化、周辺環境の改善など東総地域の活性化及び利便性の向上に資する重要な道路である。

能登半島地震の被害状況などから、半島を内周する高規格道路の必要性は明らかとなっており、有事の際には緊急輸送路としても活用が図れることから、早期の完成に大きな期待を寄せている。そのような中、令和6年3月に二期区間である横芝光町から匝瑳市間が供用開始されたところである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 令和4年度より事業化された三期区間である匝瑳市から旭市間の13.0kmの早期の用地取得に努め、事業推進を図ること。
- (2) 現在、整備が進められている旭市から銚子市間の5.7kmの早期完成を図ること。

7 市内を通過する幹線の整備について

本市においては、千葉県施行事業として「都市計画道路3・3・3号藤崎茜浜線」、「都市計画道路3・3・1号東習志野実籾線」、「千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線外2線」、「千葉都市計画道路3・3・15号美浜長作町線」、「主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線」にかかる道路整備が取り組まれているところである。

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するものであり、主要地方道は円滑な広域道路交通網の形成を担

う幹線道路として、本市はもとより周辺市にとってもその整備効果に対して大きな期待が寄せられるものである。

については、今後も国庫補助金、交付金等による財源を積極的かつ継続的に確保しつつ、鋭意各事業を促進し、早期に整備を完了すること。

8 狭隘国道県道の道路改良について

現在、千葉県において松野バイパスの整備が進められており、平成31年3月に第2工区の松野杉戸間が開通したが、当初着手の平成元年から30年以上が経過している。

本市を通過する国道県道は、周辺住民にとって重要な生活道路であるが、狭隘な区間も多く、歩道の整備も十分ではなく歩行者にとって大変危険な道路となっている。中でも国道297号は、本市の都市間交流に重要な幹線道路であるとともに、首都圏中央連絡自動車道市原鶴舞インターチェンジと接続し、観光や産業の活性化など活力ある地域社会の形成に重要な役割を担っており、本路線の整備の重要性は益している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (2) 国道297号及び主要地方道天津小湊夷隅線における狭隘な区間についての道路改良・歩道整備等を図ること。
- (3) 国道県道の維持管理について、除草作業の充実を図ること。

9 市原都市計画道路八幡椎津線（平成通り）の整備に係る社会資本整備総合交付金等の重点配分について

都市計画道路八幡椎津線（平成通り）は、京葉臨海工業地帯を支える国道16号と並行して、千葉市から木更津市までを結び、JR内房線3駅周辺の拠点を結ぶ路線としてコンパクト・プラス・ネットワークによる都市形成を促し、魅力あふれる地方の創生や地域経済を好循環につなげるために欠かせない本市の最重要路線である。

また、本路線は、国道16号が担う緊急輸送道路の機能を補完するダブルネットワークとして、わが国のエネルギー供給体制の強靱化を図ると共に、企業の持続可能な操業環境や競争力強化へ寄与するものである。

しかし、社会資本整備総合交付金の予算配分は、国が示す重点事業に特化しており、持続的な交付金の確保を危惧している。

については、本路線の早期全線開通のため、社会資本整備総合交付金等の重点配分について、国に働きかけること。

10 主要地方道松戸野田線の渋滞対策について

本市では、土地区画整理事業の進捗及び大規模物流施設の立地等により、市内の交通量が増加している。さらに野田方面から流山ICへの交通量も増加しており、主要地方道松戸野田線の交通量の増大により朝夕の渋滞の悪化が著しい。

については、主要地方道松戸野田線の抜本的な渋滞対策のため、4車線化等の検討及び適切な管理のもと必要な補修工事を着実に実施すること。

11 (仮称) 幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

本路線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ整備が進められている。本路線の中間に位置する八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号線として都市計画決定され、中間部(約1.8km)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により整備され供用開始された。

今後、周辺地域の市街化区域編入を見据えており、人口増加に伴い交通量の増加が予想され、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮し、消防活動等災害対応の迅速化を図る必要があるため、供用区間を除く都市計画決定区間の早期事業化を図ること。

12 国道県道の整備促進について

本市周辺の高規格幹線道路網の整備は着実に進められている一方、これら道路と本市とを結ぶアクセス道路となる国道県道は、継続して整備が進められているものの、一部には狭隘かつ屈曲、急勾配な箇所や歩道の未整備区間が残り、利用者が安心して通行できる道路とは言い難い状況にある。

また、千葉県が掲げる県都1時間構想や高速道路アクセス30分構想の実現のためにも、国道県道の更なる整備促進が必要である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 一般県道天津小湊田原線の坂下バイパスの整備を促進すること。
- (2) 主要地方道市原天津小湊線の竜ヶ尾周辺の狭隘・屈曲箇所を解消、坂本工区・四方木工区改良事業の整備を促進すること。
- (3) 主要地方道鴨川保田線の長狭高校前交差点の右折レーンの設置、御園橋の架け替えの整備を促進すること。
- (4) 国道128号の天津バイパスの斜面・法面等の防災対策を実施すること。
- (5) 国道410号の八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。
- (6) 主要地方道富津館山線の金束工区の整備を促進すること。
- (7) 主要地方道千葉鴨川線の国道128号から鴨川警察署前交差点までの歩道の拡幅をすること。
- (8) 主要地方道鴨川富山線の東地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消すること。

13 北千葉道路及び栗野バイパスの整備促進について

北千葉道路は、東京外かく環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力、また災害時における緊急輸送道路ネットワークの強化に資するとともに、周辺道路の渋滞緩和等による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与する大変重要な道路である。

市川市と松戸市の区間の専用部1.9km、一般部3.5kmが直轄権限代行により事業が進められており同区間において令和6年度に都市計画事業承認・認可が告示され用地買収に着手されており、令和8年度には直轄指定区間に指定された。沿線市としても地籍調査を推進している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 未事業化区間の事業化に取り組むこと。
- (2) 市内の慢性的な交通渋滞を緩和させるために北千葉道路に先行して事業を行っている栗野バイパスの整備を促進すること。

14 主要地方道の整備促進について

主要地方道千葉臼井印西線については、早期整備に向けてより一層の事業推進を図ること。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県立盲学校等通学路については、朝晩の歩行者や自転車の多い状況であることから、自転車通行空間の整備を進めていただいているが、更なる自転車専用通行帯や矢羽根等の路面標示により、自転車通行を歩道から車道へ誘導し、通学者等歩行者へ対しての安全対策の推進を図ること。
- (2) 松並木通りシンボルロード整備事業で設置された照明灯については、歩行者等の安全確保の観点から、新たな照明灯の設置を図ること。
- (3) 四街道十字路から千葉市方面への歩道については、引き続き歩行者や車いす等が通行しやすい整備の推進を図ること。

15 道路網整備の促進及び主要地方道等の道路環境整備について

東京湾アクアライン着岸地周辺では、圏央道と一体に首都圏を環状に結ぶことで整備効果を波及させる一方、交通量の増加、特に大型車両の影響により、歩行者の安全性や振動騒音による周辺住環境への課題が顕在化している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 現在整備が進められている都市計画道路中野畑沢線、都市計画道路西内河根場線を令和10年度までに完成すること。
- (2) 国道409号袖ヶ浦市横田市街地内の幅員狭隘箇所や屈曲箇所の局所改良及びJR久留里線東横田駅付近の変則交差点を早急に改善すること。
- (3) 主要地方道袖ヶ浦中島木更津線等の道路環境を整備すること。
- (4) 県道長浦上総線の狭隘箇所の安全対策を行うこと。
- (5) 県道横田停車場上泉線の拡幅整備を行うこと。
- (6) 旧主要地方道千葉鴨川線の道路改良（花川橋架替え）及び県道南総昭和線との交差点の安全対策を行うこと。

16 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りの早期完成について

主要地方道千葉竜ヶ崎線は、千葉ニュータウンに建設された大型物流施設の稼働などにより大型車両の交通量が増加し、更には、主要地方道船橋印西線の未整備により千葉竜ヶ崎線に車両が集中していることから、交通渋滞を引き起こしている状況であり、また、歩道が未整備の箇所では歩行者の安全も懸念されている。ついては、北総地域の広域的な物流機能の強化、交通の円滑化を図るために主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りを早期に完成すること。

17 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

一般県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの北側を白井市根地先から印西市草深を結ぶ主要道路であり、また、市の都市マスタープランでは「地域間幹線道路」として位置付け、国道16号や国道464号との道路ネットワークを形成し地域の利便性の向上や円滑な交通の確保について重要な役割を担い、市の発展に大きく寄与している。

しかし、長年、白井市清戸地先において整備がこう着しているため、本市の街づくりにおいて大きな支障となっており、迂回路となっている周辺市道では、交通量増加に伴い通勤・帰宅時間帯や週末の交通渋滞及び安全性が深刻な問題となっている。

ついては、一般県道千葉ニュータウン北環状線を早期に整備すること。

18 「成田空港周辺における道路整備計画」の推進について

成田空港の更なる機能強化による効果を周辺へ波及させるための道路網整備として、「成田空港周辺における道路整備計画」で示された国道296号から県道八日市場佐倉線間のバイパス整備について、事業の推進を図るとともに、事業完了目標年度を早期に設定すること。

19 高規格道路の早期実現について

人口減少に歯止めがかからず、地域の維持が重要な課題となる中、地域経済を活性化させるには都市部と圏域を結ぶ高規格道路が必要である。

本市においては、白浜・千倉地区への交通アクセスが脆弱であり、利便性の向上が不可欠である。路線バスを運営する交通会社は、高速バスで赤字をカバーしている状況で地域の公共交通の維持も課題となっており、1次交通の確保には高規格道路の整備が必要と考える。

産業や観光の振興、雇用の創出、人口減少対策、災害時の緊急輸送路の確保など、整備効果は高く、館山・白浜・千倉・鴨川を経由し、地域の均衡ある発展を促す当該道路は非常に重要な役割を果たすものである。

については、高規格道路「館山・鴨川道路」の早期の具体化及び道路整備の着実な促進を図ること。

20 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」「鴨川・大原道路」の全線整備促進について

夷隅地域は医療施設が希薄であり、長生・山武・安房地域の医療機関に依存している。また、国道128号の日常的な渋滞や災害時での代替え道路の確保など道路網の脆弱が懸念されており、首都圏中央連絡自動車道に接続する本線の整備は交通環境の課題が改善され、観光振興の更なる拡大、地域創生の目標実現のためにも、極めて重要な路線である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 高規格道路「茂原・一宮・大原道路」の長生グリーンラインを早期完成すること。
- (2) いすみ市から鴨川への高規格道路「鴨川・大原道路」を早期建設道路と位置付け、外房地域の医療・防災・産業の観点からも全線の整備促進すること。

(河川・港湾)

21 旧江戸川の護岸改修について

一級河川旧江戸川護岸は、整備から既に40年以上が経過し老朽化が進んでおり、首都直下地震をはじめとする大規模地震の恐れ、台風的大型化や局地的な豪雨の頻発など、自然災害の発生リスクが年々高まっていることから、現在進行中である護岸整備の早期改修が求められる。しかし、本市区間約5.0kmのうち未整備区間約4.0kmについて護岸整備完成の目途がたっていない状況である。

については、旧江戸川の安全性を確保するため、全区間の早期改修に向けて一層のスピードアップを図ること。また、整備に際しては、千葉県「利根川水系江戸川左岸圏域河川整備計画」で位置づけられている「水辺に親しめる空間を創出する」考えのもと進めること。

22 印旛沼及び周辺河川における総合的な治水対策について

印旛沼の流域は13市町と広域にわたっており、周辺の河川、特に、鹿島川及び高崎川の流末となっており、治水の面で大きな役割を担っている。近年は気候変動の影響による局所的な豪雨の頻発も相まって、治水対策は重要な課題となっている。

については、印旛沼及び周辺河川における治水安全度の更なる向上を図るため、適切な水位管理や排水能力の確保、鹿島川における京成軌道部分の拡幅、高崎川におけるJR軌道までの河川改修などの取組を一層推進し、総合的な治水対策を実施すること。

23 二級河川の整備、維持管理の推進について

二級河川加茂川、袋倉川、二タ間川、大風沢川、曾呂川は、近年の集中豪雨により度々氾濫し、床上・床下浸水や道路・水田の冠水など、沿岸地域に甚大な被害を及ぼしている。特に袋倉川では令和元年の台風第21号及び令和5年の台風第13号通過の際、数箇所において氾濫が起き、甚大な被害が発生している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川加茂川、袋倉川、二タ間川、大風沢川、曾呂川に対し、早期に浸水対策の具体的な対策方針の決定及び未整備区間の護岸等の整備をすること。
- (2) 二級河川加茂川の河口部では堆砂が進み河口閉塞による水質悪化や悪臭が発生しているため、浚渫とともに抜本的な閉塞対策の検討をすること。
- (3) 二級河川待崎川、二タ間川河口部において、定期的な閉塞対策（堆積土砂掘削等）をすること。
- (4) 二級河川の損傷を受けた護岸や床止めなどの既存施設について、機能低下が懸念されるため、適切な維持管理を図ること。
- (5) 袋倉川の浸水対策及び加茂川の河口閉塞対策については、本市における最重要課題として事業のスケジュールを明示の上、確実な進捗を図ること。

24 二級河川の整備促進及び維持管理について

近年、頻発化、激甚化している豪雨災害に対し、河川未整備箇所が存在や河川内に堆積した土砂により河積阻害が生じており、河川氾濫による洪水被害発生危険性が高まっている状況となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 二級河川小櫃川の計画的な維持管理を継続すること。
- (2) 二級河川松川の早期整備及び適切な維持管理をすること。
- (3) 二級河川浮戸川の未整備箇所の解消及び適切な維持管理をすること。

25 二級河川小中川の整備促進について

現在、整備を進めている小中川改修工事について、小中川の治水能力をより一層高めるため、部分的な改修にとどまることなく、その上流部の主要地方道千葉大網線との並行区間を含め、計画的な事業推進をすること。

(都市基盤)

26 市街地再開発事業における県の補助について

本市では、組合施行により北小金駅南口東地区市街地再開発事業に令和5年度より着手している。

千葉県内の地方公共団体は、施行者への補助対象事業費の3分の1のうち、千葉県の補助対象となる調査設計計画費以外のすべての費用を負担している。当該地区においては、本年度より本格的な建築工事へと進んでおり、今後さらに費用が増大し、本市の負担が大きくなることが想定される。

一方、近隣地域では、東京都や神奈川県、埼玉県では市への財政支援を行っており、市が再開発事業を促進する一助となっている。

産業振興の推進や県税増収にも大きく寄与することから、千葉県の市街地再開発事業の補助金における補助対象経費に、補償費や土地整備費、共同施設整備費を対象とするよう見直しを図ること。

27 成田空港を核としたまちづくりの実現に向けた都市基盤整備に係る財政支援について

本市では、成田空港の更なる機能強化に伴う新たな開発需要や人口増加に対応するため、土地区画整理事業を活用した産業・住宅用地の形成や、新たな幹線道路の整備による東関東自動車道をはじめとした広域道路ネットワークとの連携強化など、将来を見据えたまちづくりについて主体的に進めているところであるが、国際的な物流・産業拠点の形成や良好な住環境の整備などを支える都市基盤整備に係る財源を確保することについては喫緊の課題となっている。

ついては、成田空港周辺地域における本市の実施する都市基盤整備及び地域振興策等に係る積極的な財政支援を行うこと。

28 インフラ整備の充実について

道路整備は、市の発展や市民の利便性向上、地域の安全、安心、他自治体との広域的な連携及び災害時の迅速な対応のために必要不可欠なインフラ整備である。

については、誰もが移動しやすく、安全で、安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、次の事項について措置を講じること。

- (1) 必要な予算の安定的な確保を図っていくため、社会資本整備総合交付金、及び個別補助(道路メンテナンス事業)の要望額に対する満額交付について、国に対して積極的に働きかけること。
- (2) 千葉県全体のインフラ整備を千葉県と市町村が一体となって推進していくとの観点から、社会資本整備総合交付金の要望額に満たない部分(要望額に対して交付額が下回る場合)や、新規及び改築整備に対する千葉県独自の補助制度を創設すること。

29 運動公園周辺地区土地区画整理事業の事業推進及び県立市野谷の森公園の整備について

平成10年度から施行されている運動公園周辺地区土地区画整理事業については、令和8年6月19日に事業計画が変更され、事業期間が令和14年度まで延伸されたところである。

また、県立市野谷の森公園については、すでに公園予定地周辺は住宅地となっているが、公園予定地への不法投棄などがみられている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 今後は、安易な期間延伸を行わないよう、徹底した事業の進捗管理及び執行管理を行うこと。
- (2) 3・3・1号芝崎市野谷線をはじめとする幹線道路の整備、並びに整備が遅れている運動公園周辺地区南部の早期完成と速やかな換地処分をすること。
- (3) 県立市野谷の森公園については、一日も早く、貴重なみどりの保全及び自然とのふれあいの場の創出のため、可能な限り事業期間の短縮を図り、完成すること。

30 公共ふ頭木更津港富津地区の早期整備について

木更津港富津地区では、既に自動車輸送を行う企業が進出しているが、本市新富地区の工業用地は既に手狭の状況となっており、今後「自動車の海上輸送拠点の形成」を目指すには、事業展開のための用地確保が必要である。

また、同地区は、公共ふ頭として整備され、当該地区周辺に立地する企業の物流拠点となっているが、利用の低迷等の課題も抱えている。

については、千葉県が策定した木更津港長期構想の基本方針の一つとなっている「自動車の海上輸送拠点の形成」の実現のため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 大型船舶が寄港できる新規岸壁を整備すること。
- (2) 用地造成によるモータープールを確保すること。
- (3) 既存岸壁の利用可能区域を拡張すること。

31 既成市街地における液状化対策事業及び防災減災対策について

既成市街地における液状化対策は、現状、限られた工法しかなく、本市の地盤特性を踏まえた工法の最適化や、コストの圧縮による住民負担の軽減化を図るためにも、技術革新が欠かせないものである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国や民間企業との連携により、液状化対策技術の研究開発を促進するよう、環境整備に取り組むこと。
- (2) 市町村が取り組む防災減災対策等への支援に関する情報提供をすること。

32 P a r k－P F I等の公民連携手法を活用した県立公園の機能・価値向上について

市内に所在する県立公園は、県民の憩いの場として広く利用されるとともに、地域のにぎわい創出や防災機能の確保など重要な役割を担っている。一方、利用者ニーズの多様化や持続可能な管理運営の観点から、民間活力を活用した新たな取組が求められている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県立北総花の丘公園及び県立印旛沼公園において、今まで以上の機能・価値向上に向け、P a r k－P F I等公民連携手法を活用し、更なる公園の場づくりを推進すること。
- (2) 検討にあたっては、公園の特性を踏まえ、利便性向上と地域のにぎわい創出につながる施設や取組の導入を図ること。
- (3) 事業推進に際しては、本市と連携し、十分な意見交換を行うこと。

33 地すべり対策事業の推進及び施設の老朽化対策について

本市には各省庁所管の地すべり防止区域が存在しており、これまで対策工事の推進が図られてきた。

しかし、未だ対策工事が進まない区域もある中、既に完成した地区における施設の老朽化も進んできており、施設の破損等による被害も発生している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 事業（平群・平久里中・平久里下・大井・吉沢・増間）の推進を図ること。
- (2) 未着手区域の事業化、早期着手を図ること。
- (3) 既存施設の老朽化等に対する予算を確保し、不具合・破損箇所等の復旧に関する修繕工事の強化推進を図ること。
- (4) 事業完了区域における点検・経過観察強化、再対策の事業化に取り組むこと。

第8 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 私立幼稚園教諭の処遇改善について

千葉県においては、保育人材の確保及び定着を目的として、平成29年に創設された千葉県保育士処遇改善事業により、私立保育所や認定こども園に対し、処遇改善を実施しているところである。しかしながら、私立幼稚園に対しては、私学助成園への限定的な支援にとどまり、また、施設型給付を受ける園には千葉県独自の処遇改善自体が講じられておらず、私立保育所等と幼稚園との間で処遇改善に大きな格差が生じている。

両者には利用形態の違いはあるものの、そこで働く人材に関して、幼児教育の質を支える役割の重要性や切迫した人材不足は共通であることから、認可権者である千葉県において、独自の財源も用いた幼稚園教諭等の処遇改善を講じること。

2 県立高等学校の今後のあり方の検討について

少子化や高等学校の授業料無償化により、県立高等学校への入学者の減少が予想されるなか、千葉県では、「県立高校改革推進プラン」に基づき県立高等学校のあり方などについて検討が進められている。子どもの充実した人生の基盤づくりに責任を持つ本市では、小中学校の義務教育9年間にとどまらず、市が責任を持って高等学校も含めた連続した学びを提供していく必要があると考えている。

については、県立高等学校の今後のあり方の検討にあたり、統廃合にとどまらず、市への移管も含めた柔軟な検討を行うこと。

3 不登校児童生徒支援の充実及び財政支援について

不登校児童生徒数の増加に対して、心のケアはもちろんのこと、学習の保障等一層の支援の充実を図っていくことが喫緊の課題となっている。特に、相談

業務が増えているスクールカウンセラー配置の充実、各市で設置した校内教育支援センターでの支援の充実には人員の確保が課題となっている。

さらに、不登校児童生徒の低年齢化が進行する中、校内フリースクールの役割が一層重要となっており、安定的な財源の確保が大きな課題となっている。

財源については、文部科学省において、支援員への補助制度（国・県・市で3分の1負担）を設けているが、千葉県の予算規模は、千葉県内の不登校児童数の急増に追いついておらず、市町村が国費を十分に引き出せない状況にある。県の負担額に応じて国費が定まる制度であるため、千葉県の予算不足は、市町村の支援体制そのものを制約している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) スクールカウンセラーの小学校への週1日全校配置を実現すること、及び、中学校には配置日数を現在の週1日から週2日に増やすこと。
- (2) 外国出身の児童生徒の増加に伴い、外国語ができるスクールカウンセラーを確保すること。
- (3) 児童生徒支援（不登校）加配教員の小・中学校への全校配置を実現すること。
- (4) 不登校支援に対応する専門支援員の安定した配置が不可欠であるが、自治体単独では財政負担が大きいことから、千葉県において確実な財政措置を講じるとともに国に対しても働きかけること。
- (5) 校内フリースクールの運営に係る財政支援について、各自治体の取組実績や地域の実情等を十分に踏まえ、必要な支援体制を継続的に確保できるよう、安定的な財源措置を講じるなど、実効性のある支援の充実に努めること。

4 公立小中学校の学校再編に伴う支援について

公立学校の再編（統廃合）は、子供達に適切な学校教育環境を提供するため、実行しなければならない行政課題である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「千葉県公立小中義務教育学校定員配置基準」について、地理上の条件不利地域（半島振興法など）の学校は、学校再編の取組を考慮した上で、増置教員・加配教員の基準を見直し、他地域より手厚い定員配置とすること。
- (2) 学校再編に伴い学区が広がりスクールバス運行が必須となるため、バス運行事業者の業務継続のための支援を行うこと。

5 高等学校の魅力向上と学生寮の整備について

県立高等学校の第8学区には県立4校のほか、私立2校、特別支援学校等があり、普通科のほか専門学科である海洋科や商工業、農業、土木、調理系など進学・就職を目指す地域の生徒にとって学びのバランスが非常に良い環境にある。しかしながら、少子化の進行や学区外への進学者の増加により、多くの学科で定員割れが常態化しており、加えて、授業料の実質無償化により、学区外への更なる人材流出が予想され、将来にわたり現在の教育環境を維持することは困難な状況にある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県内の中学生が千葉県外の住環境が整備された高等学校を選択している状況を改善するため、県立高等学校の更なる魅力向上に取り組むこと。
- (2) 学区外からの進学者を確保するため、寮設備や支援体制を整備するなど、千葉県内外からの進学を受け入れられる環境づくりを進めること。

6 学校給食費無償化について

学校給食は、子どもたちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は社会全体が取り組むべき課題である。

国の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）により、公立小学校では、児童一人当たり月額5,200円を上限として負担軽減が図られたところである。

しかし、物価高騰を背景に、実際の給食費が国の基準額を上回る自治体では、依然として保護者への差額徴収や自治体独自の追加負担が発生している状況であり、結果として、自治体の財政事情によって支援の手厚さに差が生じ、地域間格差に繋がっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 小学校給食費を無償化に係る事務費を含めて完全無償化するとともに、中学校給食費についても早期に完全無償化するよう国に働きかけること。
- (2) 学校給食費の無償化に対する千葉県独自の財政支援を継続すること。
- (3) 国が中学校給食費の完全無償化を行うまでの間、千葉県による中学校給食費の無償化補助対象を第3子以降から拡大するとともに、補助率についても2分の1から拡大すること。

7 アフタースクール事業について

本市は令和8年度から、国の方針に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する校内交流型（以下、「アフタースクール事業」と言う。）を開始した。本事業では、学校の特別教室等を活用し、就労等の要件の有無に関わらず希望する全ての児童が利用できる仕組みとしたことで、待機児童は解消し、利用児童は前年度の約1.5倍程増加した。そのうちの約2割は新たに就労等の要件なく利用者する児童である。

一方で、同児童に対する補助制度が存在しないため、自治体の財政負担が大きい。

については、次の事項について措置を講じること。

- （1）アフタースクール事業実施時の運営費に対する補助を創設すること。
- （2）特別教室等の空調整備や機械警備の分離など、新たな居場所の確保に必要な経費への支援を含む実効性ある制度を整備すること。

8 指導方法の工夫改善加配枠の拡大と小学校増置定数基準の見直しについて

文部科学省の指針には、基礎的環境整備は建物の構造やICT環境整備等だけでなく、日常生活・学校活動の支援員等、人的支援整備の必要が挙げられている。また、学級数によって定められている小学校の増置定数は、学校教育法施行規則で標準とされる12～23学級では増置定数は1又は2である。

については、市町村の現状に応じて必要な人的配置ができるよう、次の事項について措置を講じること。

- （1）指導方法の工夫改善加配枠の総数を拡大すること。
- （2）小学校高学年における教科担任制及びチーム担任制の推進のためには、教員定数の増加が必要であることから、増置定数の増加をすること。
- （3）現在小学校における40学級以上は、増置が5となっているが、その学級数を大きく上回る場合、5学級増で+1とするなど増置の人数を増やすこと。

9 安全・安心で良好な教育環境の充実について

安全・安心で良好な教育環境の充実を図るため、公立学校施設整備事業に係る文部科学省の交付金に加え、千葉県の上乗せ補助等の財政支援をすること。

10 外国人児童生徒に対する日本語指導補助教員の確保及び財政的支援について

日本語指導が必要な外国人児童生徒数は年々増加しており、特に印旛地域は成田空港の拡張等と相まって更なる増加が見込まれる。これに伴い、教育現場における教員負担や言語対応の不足を起因とする教育格差が問題点に挙げられている。

外国人児童生徒の日本語と教科の統合指導や生活指導を各自治体で行っているが、学習言語力の指導が可能な補助教員の確保及び予算の確保に苦慮している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県においても、日本語指導に係る職員の配置と外国人児童生徒の学校生活における学習指導を担う日本語指導補助教員の人材確保に取り組むこと。
- (2) 各自治体が行う人材確保に対する確実な財政措置を講じること。
- (3) 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業の充実を図ること。